津奈木町人権教育・啓発基本計画

平成22年　3月

熊本県　津奈木町

はじめに

「世界人権宣言」は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、昭和２３年（１９４８年）１２月１０日に第３回国際連合（以下（国連）という。）総会において採択され、「国際婦人年」（昭和５０年（１９７５年））、「国際児童年」（昭和５４年（１９７９年））、「国際高齢者年」（平成１１年（１９９９年））、「平和の文化のための国際年」（平成１２年〔２０００年〕）等、国際年の制定とそのキャンペーンなど、様々な取組みが国連を中心に展開されてきました。

「日本国憲法」第１１条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」として、この憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。また、第１３条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、一人ひとりの人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

平成１２年（２０００年）に施行された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第５条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されたことを踏まえて、熊本県では、平成１６年（２００４年）３月に「熊本県人権教育・啓発基本計画」が策定され、人権教育・啓発が進められてきました。

水俣市、芦北町、津奈木町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら「熊本県人権教育・啓発基本計画」を基本とした共通の「基本計画」の原案作成に取り組み、本町は、この原案を基に「津奈木町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

目　次

第１章　「基本計画」策定にあたって

１　「基本計画」策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）人権に関する国際的な潮流

（２）わが国の動向

（３）熊本県の取組

（４）１市２町の取組

２　「基本計画」策定の意義と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（１）「基本計画」策定の意義

（２）「基本計画」の位置づけ

第２章　人権教育・啓発の基本的考え方

１　人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）人権の基本理念

（２）人権教育・啓発の定義

２　人権教育・啓発の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第３章　各人権課題への取組

１　分野別事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（１）女性の人権

（２）子どもの人権

（３）高齢者の人権

（４）障がい者の人権

（５）水俣病をめぐる人権

（６）同和問題

（７）外国人の人権

（８）ハンセン病回復者等の人権

（９）感染者・難病等をめぐる人権

①ＨＩＶ感染症等をめぐる人権

②難病等をめぐる人権

(10) 犯罪被害者等の人権

(11) インターネットによる人権侵害

（12）様々な人権課題
①刑を終えて出所した人等の人権
②アイヌの人々の人権
③ホームレスの人権
④性同一性障がい・性的指向をめぐる人権
⑤拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害
第４章　人権教育・啓発の取組の方向
１　教　育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
（１）就学前教育
（２）学校教育
（３）社会教育
２　啓　発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（１）内容
（２）方法
３　人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発・・・・　３６
（１）町職員
（２）教職員等
（３）保健・医療・福祉関係
（４）マスメディア関係者
第５章　人権教育・啓発の推進体制
１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
（１）津奈木町の推進体制
（２）国・県との連携
（３）企業・民間団体との連携
（４）家庭・地域との連携
２　「基本計画」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
（１）施策の推進
（２）「基本計画」の見直し
（資料編）
《世界人権宣言》《日本国憲法（抄）》《人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 》
《人権教育・啓発に関する基本計画（抄）》

第1章
「基本計画」策定にあたって

１「基本計画」策定の背景

（１）人権に関する国際的な潮流

「世界人権宣言」は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、昭和２３年（１９４８年）１２月１０日に第３回国際連合（以下「国連」という。）総会において採択されました。

「世界人権宣言」の採択以降、地域に住むすべての人の人権の擁護と伸長を目指した国連を中心とする取組みは、「国際人権規約」（昭和４１年（１９６６年））をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（昭和４０年（１９６５年））、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和５４年（１９７９年））、「児童の権利に関する条約」（平成元年（１９８９年））、さらに、平成１８年（２００６年）には「障害者の権利に関する条約（政府仮訳）」など、法的な拘束力を持つ数々の国際条約を採択・締結してきました。

また、「国際婦人年」（昭和５０年（１９７５年））、「国際児童年」（昭和５４年（１９７９年））、「国際識字年」（平成２年（１９９０年））、「国際寛容年」（平成７年（１９９５年））、「国際高齢者年」（平成１１年（１９９９年））、「平和の文化のための国際年」（平成１２年（２０００年））といった国際年の制定とそのキャンペーンなど、様々な取組みが国連を中心に展開されてきました。

（２）　わが国の動向

「日本国憲法」において、第１１条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」、第１３条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、第１４条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」など、我が国は、基本的人権の尊重を、国民主権、恒久平和とともに、三大原則として大きく掲げ、様々な取り組みが行われて

います。

平成６年（１９９４年）１２月の国連総会において、平成７年（１９９５年）から平成１６年（２００４年）までの１０年間を「人権教育のための国連１０年」とする決議がなされたことにともない、国は「人権教育のための国連１０年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成７年（１９９５年）１２月の閣議決定により、内閣に「人権教育のための国連１０年推進本部」を設置しました。

推進本部においては、各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画を取りまとめ、人権問題に取り組んできました。

また、平成１２年（２０００年）に施行された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）の第７条「人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」に基づき、平成１４年（２００２年）３月に「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定しました。

（３）　熊本県の取組

「人権教育・啓発推進法」の第５条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されたことを受けて、熊本県（以下「県」という。）では、平成１６年（２００４年）３月に「熊本県人権教育・啓発基本計画」（以下「熊本県基本計画」という。）が策定され、人権教育・啓発が進められてきました。また、人権を取り巻く社会の状況が大きく変化する中、「熊本県基本計画」は、平成２０年（２００８年）３月に見直しが行われました。

（４）　１市２町の取組

水俣市、芦北町、津奈木町では、「水俣・芦北人権教育・啓発基本計画策定本部」を設置し、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえながら「熊本県基本計画」を基本として、共通の「基本計画」の原案を策定しました。この原案を基に各市町の「基本計画」を策定しました。

２　「基本計画」策定の意義と位置づけ

（１）「基本計画」策定の意義

①　人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえでは、まず、本町における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業、民間団体及び町民一人ひとりが人権感覚を磨き、共通の認識を持つ必要があります。

②　人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

人権教育・啓発は、さまざまな人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため、女性や子ども、高齢者、障がい者等の人権問題等を整理し、どのように取り組むのか明確に示すことが重要です。

③　行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて推進する必要があります。

このため、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

（２）「基本計画」の位置づけ

①「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえたものであること

「人権教育・啓発推進法」には、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念（第３条）や、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務（第５条）が規定されています。地方公共団体に求められているこのような理念や責務については、「基本計画」にも的確に反映させる必要があります。

②「熊本県基本計画」の趣旨を踏まえたものであること

「熊本県基本計画」は、これまでの「『人権教育のための国連１０年』熊本県行動計画」（以下「県行動計画」という。）を基本に据えながら、人権の重要課題の動向などを踏まえ、さらに内容を充実発展させたものであり、人権教育・啓発にかかる取り組みの方向が明確に示されており、「熊本県基本計画」を基本とした取組を進める必要があります。

第2章
人権教育・啓発の基本的考え方

１　人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義

（１）人権の基本理念

「世界人権宣言」の第１条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われ、すべての人が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則がここに明示されています。

第２条において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」として、権利と自由の享有に関する無差別待遇を挙げています。

第３条では、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」として、生命や自由、身体の安全について明記しています。

『日本国憲法』においては、基本的人権の尊重を、国民主権、恒久平和とともに、三大原則として大きく掲げています。また、わが国は、国連総会で採択された国際的人権基準にも賛成し、その実現の責務を負っています。

人は、一人ひとりが、等しく「かげがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。

人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利です。

本町もこれらの理念に基づいて、人権が擁護される社会をめざし、教育・啓発に取り組む責務があります。

（２）人権教育・啓発の定義

「人権教育のための国連１０年行動計画」では、「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。

また、「人権教育のための国連１０年」の動向を踏まえて策定された「県行動計画」を引き継ぐ「熊本県基本計画」においては、「人権教育」を「すべての県民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行われるものであって、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する『共生の心』を育み、物事を人権の視点でとらえ、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育」と具体的に定義しており、国連の行動計画と同様に、「人権教育」を啓発まで含めた概念として広くとらえています。したがって、本町の「基本計画」における「人権教育・啓発の定義」については、この「熊本県基本計画」の定義を用いるものとします。

なお、「人権教育・啓発」をより具体的に理解するためには、つぎのように４つの側面から幅広くとらえておく必要があります。

〇人権についての教育

人権を知識として身につけ、人間の尊厳を大切にする心を十分に育て感性を磨くこと。

〇人権としての教育

すべての個人が自由な社会に効果的に参加できるよう、教育を受けるという基本的な権利をすべての人に保障すること。

〇人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を目指し、積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能を持つ人々をつくること。

〇人権を通じての教育

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を備えていること。

（◆「人権教育のための国連１０年」の国連決議では、「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯にわたる人権教育の重要性を指摘しています。）

２　人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した「人格」と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、（必要に応じた「ケア」も含め）「あらゆる生活分野における処遇」や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

このことは、「人権の世紀」を迎えた今日の日本社会の課題でもあり、人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体（担い手）を育成することです。人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

また、今後、社会の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化してくる可能性もあり、人権問題の解決のためには、一人ひとりが権利の主体としての意識を育み、人権侵害を許さない態度や行動力を身につけ、よりよい社会を築いていくことが求められます。

自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。民主主義の基礎概念としての「自由と規律」、「権利と責任」や、研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、実効ある行動力と問題解決の実践力などを生涯にわたる学習によって育むことにより、自分たちの住むまちを「自己実現と幸福追求のまち」へと築きあげていくためにも、行政や学校、企業・民間団体などに期待される役割を明確に示すことが重要です。

第3章
各人権課題への取組

１　分野別事項

私たちを取り巻く人権課題の背景や要因は様々ですが、根底には自分の人権だけでなく他人の人権も尊重することについて、正しく理解されているとは言えない状況があります。人権教育・啓発は、自分という存在がかけがえのないものであるという認識（自尊感情）とともに、他人を尊重し、認め合う態度（人権尊重の視点）を育てることが、今後いっそう求められています。

また、様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因になっています。

人権教育・啓発には、「個人の尊重」、「法の下の平等」といった人権全般に共通する視点からアプローチする方法と「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」といった個別の視点からアプローチする方法とがあります。人権尊重についての理解を深めるためには、この両者のアプローチはいずれも重要かつ必要不可欠なものであり、単に、人権尊重の重要性を訴えるだけでなく、具体的な人権問題をテーマとして取り上げることが重要です。

それぞれの人権問題について、正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が求められています。

また、昨今の世界的な金融危機による雇用や社会・経済状況の不安、歯止めのかからない人口減少と少子高齢化の進展等、本町が抱える社会的問題点も加味しながら、人権問題に取り組んでいくことも必要です。

(表1)　水俣市･葦北郡の人口推移(予測)　　(単位:人)

	水俣市	芦北町	津奈木町	計
平成21年(2009年)(9月末)	28,105	20,473	5,326	53,904
平成22年(2010年)	27,036	19,278	5,085	51,399
平成27年(2015年)	25,063	17,781	4,738	47,582
平成32年(2020年)	23,054	16,252	4,383	43,689
平成37年(2025年)	21,040	14,737	4,040	39,817
平成42年(2030年)	19,089	13,311	3,709	36,109
平成47年(2035年)	17,250	11,977	3,412	32,639

※平成２２年以 降は、「国立 社会保障・人 口問題 研究所 : 日本の市町 村別将来推計人 口」から 抜粋

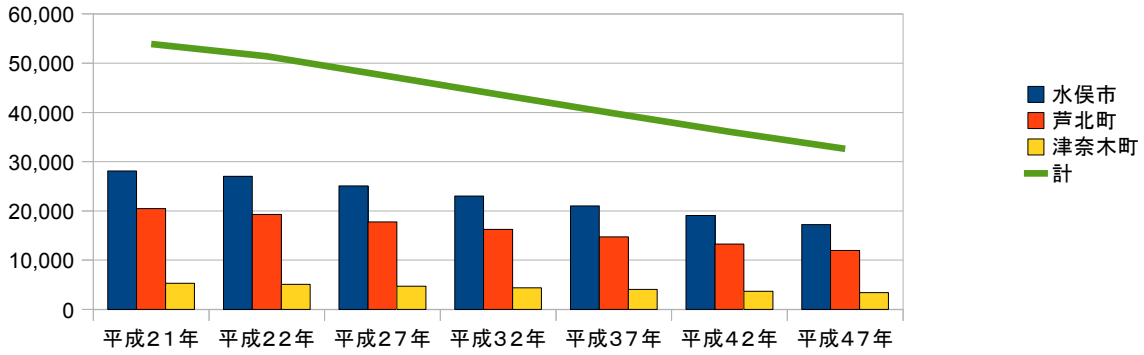

（１）　女性の人権

【背景・経緯】

第二次世界大戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和２１年（１９４６年）に制定された「日本国憲法」に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されました。

昭和５４年（１９７９年）１２月、第３４回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成５年（１９９３年）６月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年１２月には第４８回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成７年（１９９５年）９月に北京で開催された「第４回世界女性会議」で採択された「北京宣言」において「女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」等、１２項目の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案されました。

国内においては、平成８年（１９９６年）７月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー２１世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年１２月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画２０００年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成１２年（西暦２０００年）度までの国内行動計画ー」が策定されました。

さらに、男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を定めた「男女共同参画社会基本法」が平成１１年（１９９９年）に公布・施行され、平成１２年（２０００年）１２月に同法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成１７年（２００５年）には、

「第２次男女共同参画基本計画」を策定しています。

平成１１年（１９９９年）「改正男女雇用機会均等法」に（※１）セクシュアル・ハラスメントに関する規定が盛り込まれ、平成１２年（２０００年）には、「（※２）ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成１３年（２００１年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（（※３）ＤＶ防止法）」が制定されました。

県では、平成１３年（２００１年）に「熊本県男女共同参画計画『ハーモニープランくまもと２１』」が策定されました。また、平成１４年（２００２年）４月（※４）「熊本県男女共同参画推進条例」が施行され、併せて男女共同参画社会づくりの拠点施設（※５）「熊本県男女共同参画センター」が設置されました。また、平成１７年（２００５年）には、「ＤＶ防止法」に基づき「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

∞∞∞

※1 セクシュアル・ハラスメント 【sexual harassment】

労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場においては、相手が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。性的いやがらせ。性的脅迫。セクハラ。

※2 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

※3 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence／ＤＶ）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。「夫・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

※4 熊本県男女共同参画推進条例

県、県民、事業者及び市町村が互いのパートナーシップのもとに、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成14年（2002年）４月１日から施行しています。目的・定義や基本理念、県民・事業者の責務や市町村との連携、禁止規定、計画の策定、男女共同参画審議会などについて規定しています。

※5 熊本県男女共同参画センター

男女共同参画社会づくりのための拠点施設として、男女共同参画に関する啓発、情報収集・提供、人材育成、相談、調査・研究、活動交流支援の各種事業を行っています。

【現状・課題】

私たちを取り巻く社会は、国際化、高度情報化、過疎化・少子化が進み、家族形態やライフスタイルの多様化など、急速に変化しています。このような社会への対応が急がれる中、男女がお互いにその人権を尊重しながら、性別に関わりなく責任を分かち合う男女共同参画社会の実現の必要性が高まり、これまで国県を中心として男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。

しかしながら、本町が平成２１年（２００９年）９月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方が依然として根強く残っていることや、男性の方が女性よりも優遇されていると感じている人の割合が非常に高いことがわかりました。

また、政策や重要な方針を決定する場への女性の参画については、本町における各種審議会等への女性の登用率はわずか１０．８％（平成２０年〔２００９年〕３月３１日現在）に過ぎず、実態として、なお男女間に明確な格差が見られる状況にあります。

さらに、近年では、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、ＤＶ、性犯罪など女性の人権を脅かす行為等が広く社会問題として知られるようになるなど、これらに対する緊急な対応が強く求められています。

これらの問題を一体的に解決するため、本町でも平成２１年（２００９年）５月に全庁的な推進組織である「津奈木町男女共同参画推進会議 」を設置。また、同年８月には、民間からの幅広い意見を聞くため、「津奈木町男女共同参画推進懇話会」を設置しました。このような体制のもと平成２２年（２０１０年）３月には、平成２２年から平成２６年を計画期間とする「津奈木町男女共同参画プラン」を策定。同計画では、「誰もが心をつなぎ合う　やさしさと希望に満ちたまち」をメインテーマに、女性の人権やエンパワーメント、さらには仕事と家庭の調和や協働によるまちづくりなどを柱に、ここに住む全ての人が尊重され、自分らしくいきいきと暮らせる環境づくりに取り組むこととしています。今後は、この計画に基づき、町民、事業所、行政がパートナーシップの精神で、より確実に事業を推進していくことが課題となっています。

（２）　子どもの人権

【背景･経緯】

子どもの人権については、他の人権より早い段階で認識され、大正１３年(１９２４年）に「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国際連盟で採択され、社会が子どもに対して最善の努力を尽くす義務を負うことを認め、生存の権利や発達保障をうたっています。

昭和２１年（１９４６年）の「日本国憲法」においては、基本的人権の享有は普遍的な権利として位置づけられ、教育を受ける権利等も具体的に規定されております。

昭和２２年（１９４７年）の「児童福祉法」において、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」との基本的理念が示され、また国及び地方公共団体も保護者とともに、子どもの健全育成に責任を負うと規定されています。

昭和２６年(１９５１年）の「児童憲章」は、日本国憲法の精神に基づき、子どもの基本的人権を尊重し、その幸福をはかるために制定され、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされています。

昭和３４年(１９５９年）には、「児童権利宣言」が国連で採択されており、これは世界人権宣言に基づき、ジュネーブ宣言の精神を引き継いで、国連人権委員会が起草したもので、子どもは子どもとしての権利をそれぞれ持つという宣言であり、子どもが人権の主体としての地位を与えられたものとなっております。

平成元年(　１９８９年）には「児童の権利に関する条約」(　以下「子どもの権利条約」という。）が国連で採択されました。これは、「児童の権利宣言」２０周年に当たる１９７９年の「国際児童年」を契機として、国連人権委員会の中に「子どもの権利条約」の作業部会が設置され、条約という法的拘束力をもつものとして結実しました。

我が国においても平成６年(１９９４　年)に批准されましたが、国際人権規約で認められている諸権利を子どもについても広範に規定し、意見表明権や遊び・余暇の権利なども加え、子どもの人権尊重や権利の確保に向けた詳細で具体的な事項が規定されております。

平成１１ 年(１９９９年）制定の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利を擁護することを目的として

制定されております。

平成１２年（２０００年）制定の「児童虐待の防止等に関する法律」は、虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うこと等を目的として制定されたものです。

この法律により、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的に自立できるよう児童虐待防止対策の強化が図られてきています。

平成１６年（２００４年）の改正では、児童虐待の定義の見直しや早期発見等に係る努力義務の強化、通告義務の対象範囲の拡大等が図られました。さらに、平成１９年（２００７年）の改正では、児童の安全確認等のための家庭内への立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会･通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行うなど、より一層子どもを保護するための体制の強化が行われています。

【現状・課題】

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政など、町全体で子どもの育ちを支えていくことが必要となっています。子どもの育ちを地域ぐるみで支えることを目的に、熊本県では、平成１９年(2007年) １０月に「熊本県子ども輝き条例」を公布、施行しました。条例に基づき、子どもの保護者はもちろん、行政、学校、企業、県民が、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、それぞれの立場で相互に協力しあいながら取り組んでいけるよう、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備、その他子どもに係る施策を計画的かつ総合的に推進することとされています。

家庭においては、子育ての負担が母親一人に集中することなどに伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待事案の増加につながっています（熊本県八代児童相談所への児童虐待相談件数は、平成１１年度（1999 年度）の２６件から、平成２０年度（２００８年度）には７３件に増加（２８０％増）しています）。このため、町では

∞∞∞

※6　児童虐待

保護者がその監護する児童（18 歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

① 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること

② 性的虐待： 児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること

③ ネグレクト：（育児放棄）児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること

④ 心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

「津奈木町次世代育成支援行動計画」（平成１７年（２００５年）３月策定）の基本目標の一つに児童虐待防止対策の充実を位置付け、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを進めています。今後も、熊本県八代児童相談所の支援を受けながら、児童虐待の発生予防・早期発見や虐待を受けた児童及びその親に対する迅速かつ適切な保護・支援・アフターケア等を行うため、広く町民に対して児童虐待の通告義務などの啓発に努めるとともに、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携を図るため要保護児童対策地域協議会を開催していきます。

学校においては、いじめや不登校、中途退学などの問題が憂うべき状況にあります。このため、教職員の相談技能の向上を目指した研修や、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーやいじめ・不登校アドバイザーの配置、子どもについての相談や教職員の研修に対する専門家の派遣など、指導・支援体制を充実させる必要があります。

地域社会においては、「子どもの権利条約」の周知などの取組みを通じて、子どもの権利に対する町民の意識も徐々に高まっているものの、なお一層の啓発に努める必要があります。このため、主任児童委員を中心とした民生委員協議会など、子どもの人権問題に対する指導者の資質の向上を通じて、子どもの権利に関する町民への啓発に取り組む必要があります。

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、町民などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力しあい、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させる必要があります。

（３）　高齢者の人権

【背景･経緯】

日本の高齢化率（総人口に占める６５歳以上の人口割合）は、２２．１％（平成２１年（２００９年）で、今後も人口構造の高齢化が急速に進展し、平成２７年（２０１５年）には、４人に１人が６５歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。その一方、国民の意識や社会・経済のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に比べ遅れており、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

国際的な動きをみると昭和５７年（１９８２年）にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成３年（１９９１年）の第４６回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年、平成４年（１９９２年）の第４７回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成１１年（１９９９年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

（表２）高齢化率の推移　　（単位：％）

	国	熊本県	水俣市	芦北町	津奈木町
平成１０年	16.2	20.2	24.0	26.3	27.2
平成１５年	19.0	22.8	27.4	30.7	30.6
平成２０年	22.1	25.1	30.3	34.2	33.5
平成２２年	23.1	25.7	32.8	36.0	34.8
平成２７年	26.9	28.9	36.8	39.7	37.3
平成３２年	29.2	31.7	40.8	44.0	41.0
平成３７年	30.5	33.5	43.5	46.7	44.4
平成４２年	31.8	34.7	44.7	48.4	46.3
平成４７年	33.7	35.6	46.0	49.3	48.0

※平成１０年、１５年、２０年は、３月　末現在
※平成２２年以 降は、「国立 社会保障・人 口問題 研究所：日本の市 区町村別将来推計人 口」。

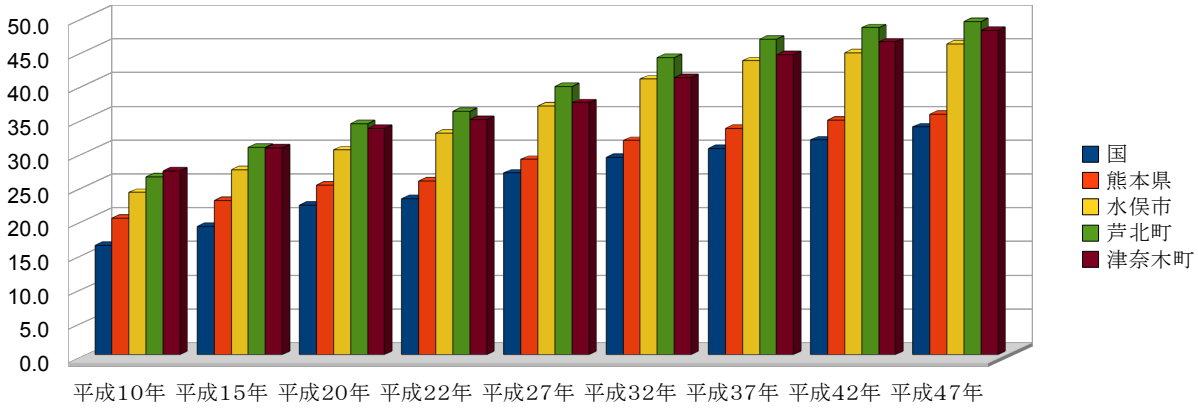

さらに、平成１４年（２００２年）には、スペインのマドリッドで「第２回高齢化に関する世界会議」が開催され、高齢者の社会参加を促進するなど、高齢化を新たな発展の原動力にするため、あらゆる部門のあらゆるレベルにおいて、姿勢や政策、慣行の変更を求める国連行動計画が採択されたところです。

日本においては、平成７年（１９９５年）１２月に「高齢社会対策基本法」が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」（平成８年（１９９６年）７月閣議決定）を基本として、これまで高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきました。

平成１３年（２００１年）１２月には、より一層の対策を推進するため、新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されています。

また、高齢者への虐待が近年深刻な問題となっており、平成１７年（２００５年）１１月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：「高齢者虐待防止法」という。）が成立し、平成１８年（２００６年）４月に施行されました。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

【現状・課題】

本町の高齢化率は３４．１％（平成２１年（２００９年）４月１日現在）となっており、熊本県の高齢化率２３．７％（平成１７年（２００５年）１０月１日現在）に比べ高率で全国平均を相当上回る水準で推移しています。この傾向は今後も続くことが予想され、本町においても高齢社会への早急な対応が必要となっています。その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期をおくれるよう生活や社会参加等への支援をすることが重要な課題となっています。

高齢者の虐待については、平成１９年（２００７年）５月、『高齢者虐待防止法』の施行（平成１８年（２００６年）４月）から初めて、全国の都道府県・市町村を対象とした調査が実施されました。その結果、熊本県内では、身体的虐待や介護・世話の放棄など１６８件の虐待事例が確認されました。そのうち約半数が認知症高齢者の事例であったため、本町でも認知症高齢者に対する知識を身につけるための啓発活動や、見守り活動等を（※７）地域包括支援センターなどの身近な機関と連携を密にして地域全体で高齢者虐待の防止を図る必要があります。

介護保険施設等の利用者に対する身体拘束については、原則禁止とされています。しかし、身体拘束廃止に向けた取組みがまだ十分でない施設等もあり、今後さらに、施設

※7　地域包括支援センター
平成１７年（２００５年）の介護保険法改正で創設され、同法に定められた、高齢者の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関です。設置主体は市町村または市町村から委託を受けた法人になります。センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたります。

等に対し、身体拘束廃止に向けた指導の強化を図る必要があります。

高齢者の日常生活に関連する悩みの解消については、地域包括支援センターや津奈木町社会福祉協議会・民生委員協議会等と協力して、相談事業に着実に取り組んでいます。

特に、判断能力の不十分な認知症の高齢者等を悪徳商法等の被害から擁護し、財産管理を行うため、（※８）成年後見制度の普及をはじめ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う「地域福祉権利擁護事業」の活用などを引き続き図っていきます。

高齢者の自立と社会参加を図るためには、高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度や慣行等についても見直す必要があります。そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることのできるよう、町老人クラブ連合会等と連携を図りながら、就労支援のための施策やボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

（４）　障がい者の人権

【背景･経緯】

障がい者の人権については、国連において昭和４６年（１９７１年）「知的障害者の権利宣言」が採択され、また、昭和５０ 年(１９７５年) には「障害者の権利宣言」が採択され、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。」ことなどが定められました。昭和５６年(１９８１年)は「国際障害者年」と定められ、「完全参加と平等」のテーマのもとに、世界各国において様々な活動が実施されました。また、昭和５８年(１９８３年)からの｢国連･障害者の十年｣によって、(※９)「ノーマライゼーション｣の理念が世界各国に広がってきました。さらにアジア太平洋地域においては、この成果をさらに発展させ、障がい者の完全参加

※8　成年後見制度

認知症の人や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

※9　ノーマライゼーション

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

と平等を実現する取り組みを継続するため「アジア太平洋障害者の十年（１９９３年～２００２年・第二次２００３年～２０１２年）」が展開されております。

国際的な動向を踏まえ、国においても昭和５７年（１９８２年）に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成５ 年（１９９３年）には「障害者基本法」が制定されました。この中で、基本的理念に社会参加の機会均等や障がいを理由とする差別の禁止等が規定されていますが、いまだ現実には、障がい者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。平成７年(１９９５年)には、平成８年を初年度とする「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」が策定され、「障害者対策に関する新長期計画」を具体的に推進していくための重点施策実施計画として位置づけられました。平成１４年(２００２年）１２月には新しい『障害者基本計画』が策定されました。

平成１７年(２００５年）には、身体･知的･精神の三障がいの枠組みでは的確な支援が困難であった（※１０）発達障がい者に対して一体的な支援を行う「発達障害者支援法」が制定されました。さらに、同年、精神障がい者に対する雇用対策の強化を図るために「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されています。

平成１８年(２００６年）には、それまで三障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設する「障害者自立支援法」が制定されました。

さらに同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、また、「教育基本法」の改正で「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないこと」が規定されました。

平成１８年(２００６年）、「障害者の権利に関する条約(政府仮訳）」が国連において採択され、日本は、平成１９年(２００７年)に署名しています。

この条約は、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

今後、この条約の批准に向けて、国の法制度等の見直し･整備が必要となってきます。

∞∞

※10　発達障がい者

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいい、発達障がい者とは、発達障がいを有するために、日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。

【現状･課題】

障がい者を取り巻く問題については、これまでも「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、様々な取組みを行ってきましたが、障がい者用駐車スペースへの駐車といった障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動など、いまだ多くの課題が存在しています。そのため、障がい者についての正しい理解を得られるような啓発活動に引き続き取り組む要があります。

平成１３年度（２００１年度）に熊本県が実施した障がい者基礎調査においては、全体の８割近くの方が地域での生活を希望していることから、今後より一層、障がい者が地域で安心して生活できる社会にする必要があります。特に自閉症などの発達障がいや精神障がいについては、社会的認知が不足しており、地域における誤解や偏見が、自立と社会参加の大きな障壁となっていることから、さらに啓発に取り組む必要があります。

また、障がい者が地域で生活するうえでの大きな課題の一つに就労の問題があります。就労意欲の高い方でも、事業所の障がい特性についての理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があることから、事業所と障がい者の双方へのきめ細やかな支援を行う必要があります。

町では、障がい者福祉の確立を目指し、平成１９年（２００７年）３月に「津奈木町障害者プラン」を策定しました。このプランにおいては、障がい者が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、生き生きとした生活を送ることができるよう、すべての人がともに社会の構成員として暮らしていける「共生」の考え方を基本としています。そのうえで障がい者の「完全参加と平等」を目標として掲げ、町民一人ひとりが障がい者の社会参加を促進するよう考え、それを具現化するよう行動する「ともに生きる」社会づくりを進めることとしています。

具体的には、民生委員協議会及び障がい者相談員などへ人権や権利擁護に関する研修を行うなど、権利擁護の考え方の普及を図るとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及・活動、苦情解決体制の整備を行っています。また、町民が障がいのことを身近に感じ理解するため、障がい者団体の各種行事への参加や研修会等の様々な機会を通じて広報・啓発を展開するとともに、日常的なふれあいをとおした相互理解の促進などを図る必要があります。

教育面については、平成１９年（２００７年）４月に『学校教育法』等が一部改正され、「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるも

のです。そのため、すべての学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる支援体制の整備を図る必要があります。

（５）　水俣病をめぐる人権

【背景･経緯】

水俣病は、公害の原点と言われ、戦後の経済成長期に発生した４大公害病の１つです。

水俣病は、日本窒素肥料株式会社（現在のチッソ㈱）が、可塑剤の原料となるアセトアルデヒドを製造するときに副生されたメチル水銀が、工場排水といっしょに海に流され、その排水によって魚介類が汚染され、その魚介類を食べた鳥や猫などがまず発病し、さらには人間にまで被害が及びました。

水俣病の公式確認は昭和３１年（１９５６年）５月１日になっています。水俣病の主要な症状としては、手足の感覚障害（物を触っても分らない、けがをしても痛みがない）、運動失調（秩序だった手足の運動ができない）、求心性視野狭窄（目が見える範囲がせまくなる）、聴力障害（耳が聞こえにくい）、言語障害（言葉がもつれる、はっきりしない）などの神経症状があります。

また、妊婦の胎盤を通ってメチル水銀が胎児に取り込まれ、生まれながらに水俣病症状を有する胎児性水俣病もあります。

水俣病問題は、不知火海周辺地域における環境破壊や健康被害を招いたばかりでなく、差別や偏見、誹謗、中傷等の問題も発生させました。

水俣病の原因がまだはっきりしなかった頃から、水俣病は伝染あるいは遺伝するなどと誤解され、漁村等では魚が売れなくなるとの懸念などから患者を家の中に隠したこともありました。また、患者が出たとわかると、その家には人々が寄りつかなくなり、買い物の時にお金を手渡しで受け取ってもらえなかったり、バスに乗っても患者やその家族を避けるように離れて座るなど、様々な厳しい差別がありました。しかし、後には差別していた人の中からも多くの人が発病し、自らも差別に苦しむということもありました。

一方、水俣病患者は、救済を求めて原因企業のチッソに対して交渉を行うようになり、その結果、チッソから被害者に対して補償金や見舞金が支払われると、今度はチッソ関係者及び市民の中には、水俣病患者を中傷したりねたんだりする人も出てきました。

これらは、水俣病についての正しい情報が発信されず、間違った情報が広がったせいでもあり、水俣病患者は、病気という肉体的な苦痛で苦しめられるばかりでなく、差別、偏見、誹謗、中傷により精神的にも苦しめられることになりました。

水俣病の被害を受けたのは水俣病患者だけではありません。水俣出身というだけで、就職がだめになったり、婚約や結婚が破綻したりと地域内外からの差別を受け、偏見の目で見られることもありました。

また、水俣病の発生により水俣という名前のついた産物は敬遠され売れなくなり、観光客は水俣を敬遠し、温泉旅館は閑古鳥がなくようなたいへん厳しい状況に追い詰められていきました。

【現状・課題】

平成１６年（２００４年）１０月、水俣病関西訴訟最高裁判所判決において、水俣病被害の拡大を防止できなかったことに対し、国と熊本県の責任が確定しました。また、平成１８年（２００６年）５月１日には、水俣病は公式確認から５０年を迎えました。これまでの間に、水俣・芦北地域の再生と地域住民間のきずなを取り戻すことなどを目的として、県と水俣市を中心として様々な事業が実施されてきました。

しかしながら、水俣病に関する知識や情報を得る機会の少ない人には、現在でも不知火海の魚介類は汚染され水俣病が発生しているような誤解を招くなどの問題が発生しています。そのため、今後も引き続き水俣病の正しい情報発信を続けていくことが必要です。

さらに本地域は、県と地元市町とが連携して、水俣病の教訓を生かした「環境を大切にした地域づくり」に取り組んでいます。今後は、水俣病の教訓の発信とあわせて、このような地元の取組や、再生した水俣・芦北地域についても、国内外に発信していく必要があります。

また、水俣病患者及びその家族は年々高齢化しており、それに伴い様々な生活に関する問題等が増加しています。水俣病患者及びその家族が今後もこの地域で安心して暮らしていけるような総合的な支援・体制づくりを進めていく必要があります。

（６）　同和問題

【背景･経緯】

同和問題とは、部落差別によって起こる日本固有の人権問題です。それは、歴史的、社会的に形成された身分制度や、人びとの潜在的な意識に起因するもので、特定の地域（被差別部落）の出身であることや、そこに住んでいることを理由としたいわれのない差別によって、憲法で保障されている基本的人権を著しく侵害されるという重大な社会問題です。

生活環境をはじめとする物的な差別撤廃については、これまでの取組により、大きく改善されてきましたが、未だに差別事象は起こっています。就職や結婚問題などで顕著に現れることもあれば、インターネットを利用した差別情報の掲載など、偏見や差別意識を煽ったり増長させたりが続いていることも依然として大きな問題です。

【現状･課題】

ある地域に生まれたから、住んでいるからという理由だけで、差別されることはあってはならないことです。そんな理不尽な差別をする人、無関心の人の存在が同和問題の解決を遅らせている大きな原因の一つです。

同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、初めて同和問題に出会うときに偏見や差別意識を根付かせないよう、学校、地域、企業等あらゆる場において教育・啓発を図り、同和問題を正しく理解することが大切です。同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の高揚を図るための啓発活動を充実・強化する必要があります。

（７）　外国人の人権

【背景･経緯】

「日本国憲法」では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

近年における国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えていますが、就労差別や入居･入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。

その背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

今後、異なる文化や習慣を持つ人たちと地域の中でともに暮らす機会がますます多く

なってきます。このような中、言葉や文化の違いにより、仕事や病院、近所づきあいなどでの会話や気持ち・考え方の表現が不十分であったりなど誤解を招くこともあると考えられます。外国人が快適に暮らすための情報提供や福祉、医療、仕事の面など生活するうえで必要な環境を整えるとともに、差別や偏見をなくすため、人種・民族・国籍を問わず、様々な人との交流や、国際理解などを進めていくことが大切です。

（表）外国人登録者数　（単位：人）

	男	女	計
全国	1,031,785	1,185,641	2,217,426
熊本県	3,336	5,931	9,267
水俣市	15	63	78
芦北町	6	32	38
津奈木町	5	6	11

※全国・熊本県は、平成２０年１２月　末現在
※水俣市・芦北町・津奈木町は、平成２１年３月　末現在

【現状・課題】

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。

また、その一方で、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向もあります。このため、偏見や差別の解消に向け、一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

県における外国人登録者数は、平成２０年（２００８年）１２月末現在で９，２６７人となっており、年々増加傾向にあります。

県においては、他の相談機関との緊密な連携を図ることなどにより、外国人からの様々な分野にわたる相談に的確に対応できるよう「（※１１）国際相談コーナー」を設置しています。

本町においては、平成２１年（２００９年）３月末現在で１１人となっており、ほぼ横ばい傾向にありまが、今後、民間団体等による、様々な国々との国際交流や観光など諸外国から訪れる外国人は増加し、人的、物的交流の規模は拡大していくものと予測されます。

※11 国際相談コーナー
県が熊本県国際協会に委託し、平成5年度（1993 年度）に開設したものです。在住外国人に必要な情報を提供し、相談に応じるほか、国際交流に関する県民からの問い合わせに対応しています。

そのため、行政、学校、企業、民間団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らし、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めなければなりません。

また、地域における日本語学習機会の確保や医療など、日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共やビジネス、観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。

（８）　ハンセン病回復者等の人権

【背景･経緯】

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症で、感染・発病すれば皮膚や抹消神経が侵され、病気が進むと身体の一部が変形し、障がいが残ることがありました。ただ「らい菌」は空気に触れると死んでしまうくらい弱いので、感染率は極めて低く、人には免疫力があるので、自然に治ることもありました。

また、昭和１８年（１９４３年）にアメリカでプロミンという治療薬ができた後、薬の開発は目覚しく、早期発見・治療により、障がいも残ることなく治癒するようになりました。現在の日本での感染は、全くないと言っても過言ではありません。

上記のようにハンセン病は感染症なので遺伝もしませんし、不治の病でもなかったのですが、日本では明治４０年（１９０７年）に法律｢癩予防ニ関スル件｣を制定し、患者を療養所に隔離しました。

昭和３５年（１９６０年）にWHO（世界保健機構）がハンセン病の外来治療を勧告しましたが、日本では平成８年（１９９６年）｢らい予防法｣が廃止されるまで長い隔離政策を続けました。

療養所といっても名ばかりで、患者に作業を強制し、収容所のように自由を厳しく制限していました。そのような理不尽な隔離政策があり続けたために、ハンセン病は正しく理解されず、怖い病気という偏見・差別が今に至るまで残り、残された患者の家族も差別を受けていました。熊本県には全国最大規模の（※１２）「国立療養所菊池恵楓園」があります。

【現状・課題】

ハンセン病を扱った映画「あつい壁」の中山節夫監督は「病気を正しく理解しないことが、差別と偏見を更に助長し、誤った憶測が肥大化し、真実のごとく根付いていった。」と言っています。ハンセン病に関する問題は、病気への偏見と差別が起こした凄まじい人権侵害の歴史でもあります。

熊本県合志市にもある「国立療養所菊池恵楓園」等の入所者のハンセン病は完治していますが、辛い環境のなかでちゃんと治療してもらえなかったため、後遺症がひどくなった人もいます。病気は治ったけれども、その後遺症で「まだ病気じゃないか」と誤解され差別されるという現状もあります。そんな社会の偏見に加え、後遺症として障がいが残ったため、また、長い隔離で高齢になったため、退所が困難になって今も療養所で暮らしている人がいます。

ハンセン病にかかった人はなりたくて病気になったのではありません。病気に対する正しい知識を持ち、なぜ隔離政策があったのかも正しく知らなければいけません。そして、ハンセン病であったことを隠す必要のない社会をつくらなければなりません。

そのためにも、ハンセン病やその歴史に関する正しい知識を得るための様々な教育・啓発等に今後も取り組んでいく必要があります。

（９）　感染症・難病等をめぐる人権

①　ＨＩＶ感染症等をめぐる人権

【背景･経緯】

ＨＩＶ感染症とは、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、ＨＩＶ感染症が進行し発病した状態で、身体を病気から守る免疫系が破壊され、あらゆる菌への抵抗力が低下し、様々な感染症や悪性の腫瘍等に罹ってしまうものを言います。

日本における、平成２０年度（２００８年度）のＨＩＶ感染者１，１１３件、エイズ患者４３２件で、１日平均４．２件が報告されています。

ＨＩＶの感染力は弱く、会社・学校などの社会生活での日常的な接触による感染や、

∞∞

※12　国立療養所菊池恵楓園

明治 40 年（1907 年）の「癩予防ニ関スル件」に基づき、全国５カ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治 42 年（1909 年）、九州七県連合立第５区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和 16 年（1941 年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。国立の療養所は、全国に１３箇所あります。

空気感染の心配はなく、感染経路は、血液感染（注射の回し打ち、血液製剤・輸血による感染など）・性行為感染・母子感染（分娩・母乳）の３つのみです。

現在では、薬の開発等により、早期診断・早期治療でエイズの発症を抑えたり、遅らせることができるようになりました。

しかし、病気に関する誤解や偏見、不正確な知識や思い込みで、ＨＩＶ感染者やエイズ患者、あるいはその家族に対する就職・就学の拒否、医療現場における差別など、過度に危機意識を持たれたり避けられたりなどの様々な人権侵害が生じ、病気であることを告知できないことが多々あります。

【現状・課題】

ＨＩＶに感染してもエイズを発病しなければ、ほぼ通常の生活ができます。エイズに関する問題は、教育こそが一番のワクチンと言われています。一人ひとりがＨＩＶ感染者やエイズ患者に対し正しい知識を身につけ、理解を深めることが差別をなくし、またＨＩＶ感染防止のための啓発にもなります。

ＨＩＶ感染者の方々が感染した背景は様々です。皆、病気の不安や苦しみと闘っています。そのことを踏まえ理解し、共に生きる仲間として手を取り合うことが必要です。

②　難病等をめぐる人権

【背景・経緯】

難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療を必要とします。昭和４７年（１９７２年）７月厚生省公衆衛生局に特定疾患対策室が設けられ、難病に対して①調査研究の推進、②医療費自己負担の軽減、③医療施設の整備を中心に対策が講じられてきました。

難病とは、一般的に「治りにくい病気」や「現在の医学では治らない病気」について用いられている言葉で、平成２１年（２００９年）現在、難治性疾患克服研究事業として１３０疾患が指定され、そのうち５６疾患だけが特定疾患治療研究事業対象で、医療費の助成制度があります。難病は原因が不明なのがほとんどなので、誰がいつ罹るかわかりませんし、身内や身近な人がどれかの難病に罹っているケースが必ずあると言われています。

【現状・課題】

難病は指定されているだけでも１３０とその種類も多く、それぞれに病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあるのですが、全く健康な人と変わらなく見えることもあります。そのために、病気を理解してもらえず、心ないことを言われたり差別を受けることがあるのです。こうした差別や偏見のために、病気を周囲に隠している人も少なくありません。また、経過が慢性にわたるため、医療費助成対象でない場合の経済的な負担のみならず、家族の介護等を要するために、精神的な負担も大きいものがあります。そのため、身近な問題として、難病に対する理解や偏見を払拭するための啓発に取り組むとともに、医療費制度や（※１３）熊本県難病相談・支援センター等の支援制度の周知に取り組むことが必要です。

（10）　犯罪被害者等の人権

【背景･経緯】

私たちの周りでは、悲惨な事件・事故が毎日のように発生しています。そして、これらの事件・事故においては多くの犯罪被害者やその家族・遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、何の落度もないのに、突然の犯罪者の不法な行為によって生命、身体等への直接的な被害や心痛はもとより、様々なうわさや報道等の二次被害と呼ばれる様々な問題にも苦しめられています。

平成１７年（２００５年）「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等の権利保護に関する諸制度も急速に整えられてきていますが、それまで被害者の権利は加害者側のそれに比べると見過されがちで、誤った情報や偏見から、苦痛や悲嘆を増すだけでなく、プライバシー侵害や名誉毀損などの人権侵害も受けてきました。

また、平成１９年（２００７年）「刑事訴訟法」等が改正され、被害者が刑事裁判に参加する制度（被害者参加制度）や犯罪被害者等が刑事裁判の手続を利用して民事の損害賠償請求ができる制度（損害賠償命令制度）、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の援助を受けることができるように、国が弁護士の報酬及び費用を負担する制度（被害者参加人のための国選弁護制度）が新設され、平成２０年（２００８年）から導入されています。

※13　熊本県難病相談・支援センター

平成１７年（2005 年）設立、患者・家族の各種相談事業、患者の就労支援、講演会・研修会・交流会の開催、社会に向けての啓発活動や難病に関する情報収集、発信等を行っています。

〈 犯罪被害者が受ける様々な被害 〉

直接的な被害

・精神的被害（恐怖心、絶望感など）
・身体的被害（外傷、後遺症など）
・経済的被害（金品、財産の喪失など）
・社会的被害（地位や名誉の損失、孤立など）

事件・事故後 →

二次的被害

・捜査や裁判の過程での負担
・行き過ぎた取材や事実無根の報道
・無責任なうわさ話や偏見
・友人、知人の安易な励まし

【現状・課題】

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、市民に対して、被害者支援回復のための関係機関（（※１４）（社）熊本犯罪被害者支援センター等）や諸制度について適切な、情報の提供を行わなければなりません。また、二次的被害の防止を心がけ、犯罪・事故そのものが起こらない社会の構築を考えなければなりません。犯罪被害は、ある日突然、理不尽に誰にでも起こりうることです。自分には関係ないという認識ではなく、自分自身の問題として考えなければいけません。

本町においても、犯罪被害者等に対するきめ細かな被害者支援活動を推進するとともに、早期段階で行政・司法・民間の多くの機関・団体が犯罪被害者支援に取り組むことが必要です。

(11)　インターネットによる人権侵害

【背景･経緯】

情報化社会の進展に伴い、近年、インターネットは急速に普及してきました。国内のインターネット利用人口は、約８，７００万人（平成１８年（２００６年）末現在）となり、今後、さらに増加していくと予想されています。

インターネットは、国境を越えた自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別書き込みや個人情報の不正な取り扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブル、青少

※14　（社）熊本犯罪被害者支援センター等
平成15年（2003年）設立。犯罪被害者に対して、精神的なケアなどを行うとともに、社会全体が被害者支援意識に気付く啓発を行うことにより、被害者の被害の回復や軽減を目的として活動している。センターでは、電話・面接相談、病院・法廷への付き添いなどの直接的支援、広報・啓発活動を業務としている。

年に有害なサイトの氾濫、誹謗中傷など、いわゆる「情報化の影」の部分が生じています。

国は、平成１４年（２００２年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称：「プロバイダ責任制限法」）を施行し、インターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や被害者がプロバイダーやサーバー管理者などに対して、発信者情報の開示を請求する権利などを定め、インターネット利用者の権利保護に取り組んでいます。

【現状・課題】

インターネットが急速に普及する中、その匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷したり、差別を助長した情報を載せる、あるいは他人のプライバシーにかかる情報を公開するなどの行為がみられます。

また、インターネットや携帯電話の児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめ（「ネットいじめ」）、出会い系サイトに関係したトラブルなどの被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、インターネット上で誹謗中傷などを絶対にしないということの大切さを啓発し、市民や一般のインターネット使用者、プロバイダー等が個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

今後も利用者の一人ひとりが、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、啓発活動の推進に努めるとともに、正しい情報を見極める能力（情報リテラシー）を高めていくための取組が必要です。

（12）　様々な人権課題

①　刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、仮に本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実は極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権

が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

②　アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。

このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

現在は、平成９年（１９９７年）５月に制定された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策などが進められています。

民族や生活様式といった文化の違いに対しての寛容性を育むためにも、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

③　ホームレスの人権

ホームレスは、公園、河川等を起居の場所として日常生活を営んでいる人々ですが、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となっていると言われています。

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況も見受けられます。

ホームレス自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、その人らしい生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解があることが必要です。そのためには、ホームレスの実態（要因・背景・生活状況等）を住民が理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識が解消されるように、広報啓発活動を行う

ことが必要です。

ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの「自立」につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成１４年（２００２年）８月から施行（１０年間の時限立法）されています。

④　性同一性障がい・性的指向をめぐる人権

生物学的な性である「からだの性」と、自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない性同一性障がいに関して、また、同性愛などの性的指向に関して、正しい理解が求められています。

性同一性障がい者は、日常生活の様々な場面において奇異な目で見られるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。このため、平成１６年（２００４年）７月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

一方、同性愛者に対する根強い偏見や差別など、性的指向にかかる人権問題も社会生活の様々な場面で発生しています。

なお、性同一性障がいと同性愛がよく混同されることがありますが、「自分の性をどう認識するか」、と「どの性を性愛の対象とするか」とはそれぞれ別の問題です。

このような人々の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、理解を深めていくことが必要です。

⑤　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

平成１４年（２００２年）９月に平壌で行われた日韓首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成２０年（２００８年）１月時点で、政府認定の日本人拉致被害者１７人のうち、５人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの人々については、安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成１８年（２００６年）６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による

人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年１２月１０日から１６日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

また、同年９月には、拉致問題に関する総合的な対策を推進するために、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」が設置され、問題解決に向けた体制が整備されました。さらに、平成１９年（２００７年）１２月の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が３年連続で採択され、日本を含む賛成国が、初めて１００カ国を超えました。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。この問題に対する正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

第4章
人権教育・啓発の取組の方向

１　教　育

（１）　就学前教育

◇幼児期は、人やもの、自然や動物とのふれあいや様々な遊びを通じて、物事に対する興味や関心を養うとともに、豊かな人間性を育む大切な時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで極めて重要な役割を担っています。このため、生命の大切さや愛情を感じ、相手を思いやる心等、人権を大切にする心を育てることが大切であり、大人の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、その発達過程に即したきめ細かな対応を行います。

（２）　学校教育

◇学校教育においては、児童・生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。そのため、教職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権問題の解決を自らの課題としてとらえるとともに、様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、すべての教育活動の中で実践していくことにより、人権尊重に対する豊かな感性や、主体的な意識、実践力を持った児童・生徒の育成に努めます。また、児童・生徒が、心に響く、感性豊かな人間性を育むとともに、他者の気持ちがわかり、自分のこととして考えることのできる技能や態度を培うことができるよう、学校においては、すべての教職員がそれぞれの職責を自覚した推進体制のもと、すべての教育活動を通じて人権に配慮した教育を進めます。

◇すべての教職員は、人権問題解決に果たす教育の重要性を深く認識するとともに、児童・生徒への愛情や教育への使命感を抱きながら、常に指導者としての資質や実践的な指導力・専門性の向上に努めることが、強く求められています。

そのため、お互いに教育実践上の課題や情報を交流しあうことのできる研修や、自らの知識や体験をもって積極的に関わる参加体験型学習、人権に関わる各種推進資料の活用などにより、研修の充実を図ります。

◇児童・生徒が進んで学習できる効果的・総合的な学習指導計画の確立や、教材・教具等の開発、学習指導方法等を工夫・改善することにより、児童生徒が、自ら学び自ら考え、問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、さら

には、たくましく生きるための健康や体力(これらを総称して「生きる力」という。)を育成するよう努めます。

◇ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、高齢者・障がい者等との交流活動などを通して、自他の違いを認め、お互いに尊重し合うとともに、豊かな感性や社会性、人間性をもった児童・生徒の育成に努めます。

◇児童・生徒を含め、すべての町民の人権が尊重されるようなまちづくりを実現するため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、その役割が十分に発揮されるよう、学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を受発信するなど、相互に緊密な連携を図ります。

（３）　社会教育

◇社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、一人ひとりが自発的学習意思に基づき学習ができるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備・充実が求められています。人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組みを促進します。

また、人権が日常生活のさまざまな場面で関わってくるものであるということが理解できる学習内容を組み立てるとともに、内容・手法を創意工夫し、学習意欲が高まるように努めます。

◇人権教育・啓発を推進する指導者の養成や資質の向上に努めるとともに、社会教育における指導体制の充実を図る必要があります。指導者養成の研修のための、研修内容・方法を創意工夫します。

◇家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。そのため、親と子がともに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など、家庭教育の支援に努めます。

２　啓　発

人権についての啓発は、広く町民を対象として行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、その目的は、町民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そういった認識が、日常生活において、自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は、町民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。町民の間に、多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくりを進めます。

（１）　内　容

①人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、町民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、町民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容が、町民に正しく理解・認識されるような啓発を進めます。

②人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、男女間でのトラブルなど日常生活の様々な場面において、ささいなことから人が傷つけられたり、殺されたりするような事件が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因として挙げられます。

このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また、日本には、世間体を気にしたり、横並び意識があることなどにより、自分自身はそう思っていないとしても、周りの人々の考え方を過度に意識してしまい、安易にそれを受け入れてしまうような風潮があります。世間体などに惑わされることなく、一人ひとりが異なった考え方や価値観を持った存在であるということを認めたうえで、それぞれの個性を尊重できるように啓発を進めます。

③日常生活における態度や実践

人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事でなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身につけた人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるように啓発を進めます。

（２）　方　法

①対象者の発達段階に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、また、その対象者が家庭や学校、職場などで体験した人権に関わる問題を具体的に取り上げたりするなど、創意工夫を凝らします。

②具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事案など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」とか「こういう課題があります」というだけでは、人の心に響きにくく、どうしても他人事としてしか受け止められないという面も出てきますが、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があります。

③参加型・体験型の啓発

人権に関する講演会の開催や人権啓発冊子等の作成・配布といった町民に対する発信型の啓発は、人権に関する知識の習得という点では一定の効果があります。

また、町民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研究機会の充実等）に努めます。

④地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含めすべての人がそれぞれの地域の中で、支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような

社会づくりを進める必要があります。このため、地域住民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、そういった施設等でのボランティア活動体験事業などに取り組むなど、町民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながります。

３　人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人が、人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、その認識が日常生活や業務において自らの態度や行動に現れるような、人権感覚を磨くための研修・啓発の取り組みが重要になってきます。

また、自ら行っている日常の業務がいかに町民の人権に深い関わりを持っているかということ、さらに、気にとめずに行っていることの中にも人の心を傷つけたり、あるいは差別をしたりしているようなことが潜んでいるということを常に意識しながら業務を行う必要があります。

（１）　町職員

本町では、平成２１年（２００９年）１０月に水俣市で開催された「第３８回熊本県人権教育研究大会」に多くの町職員が参加するなど、各種大会・研修会や講演会等への参加を促進してきました。

また、国、県や本町の基本計画を踏まえ職員一人ひとりがそれぞれの人権問題について正しい知識を持った人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場の状況に応じた研修を推進します。

（２）　教職員等

幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、経験年数や担当職務に応じた研修の充実を図ります。

（３）　保健・医療・福祉関係

治療、介護、相談など、町民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しているため、研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養います。

（４）　マスメディア関係

(4) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、町民の人権尊重に関わる意思形成に対して、その生涯にわたり大きな影響力を有しています。

記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかしその一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあります。

マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取組が行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、国・県との連携を図りながら積極的な取組みを要請します。

第5章
人権教育・啓発の推進体制

１　推進体制

（１）　津奈木町の推進体制

「基本計画」は、「熊本県基本計画」を重視し、関係課等の協力により策定しました。

本町は、人権教育・啓発のため、これまでも各種事業を実施してきましたが、今後も、「基本計画」を基に、総合的かつ効果的な推進を図るため、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などと連携を図りながら全庁体制で取組を進める必要があります。

また、人権教育・啓発の目標の中でも述べたように、町民一人ひとりが独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、（必要に応じた「ケア」も含め）あらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会を常に念頭に描きながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

そのような社会の実現に向けて、人権教育・啓発の効果的な推進体制を確立するため、以下のような取組を進めます。

①　様々な手法による啓発

○マスメディアや広報誌等を活用した啓発に努めます。

○人権に関する講演会やパネル展等の開催、人権啓発物等の作成・配布に努めます。

○町民一人ひとりの自立を促し、社会参加への機会が広げられるよう、創意工夫を凝らした啓発に努めます。

②　人材の育成等

○広く町民が参加できるような人権に関する研修会など研修機会の充実に努めます。

○受講者がそれぞれの職場や地域等において人権教育・啓発を実践できるよう人権教育・啓発を進める指導者の育成を支援します。

③　各種資料・情報の収集及び提供

○人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進めるうえで必要不可欠であり、その整備・充実に努めます。

○人権学習の機会を増やせるよう、各種資料の閲覧の場を提供したり、資料の貸出しを行うなど、必要な支援に努めます。

○人権に関する内外の情勢は刻々と変化することから、その動向には常に留意しながら、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関や民間団体、町民などへの適切な情報提供に努めます。

④　調査・研究

○人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの人権教育・啓発への取組を反省・評価しながら、これまで取り組んできた人権教育・啓発手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方の研究に努めます。

⑤　相談体制等の充実

○本町においては、被害者救済に向けての一助となるよう、人権擁護委員による人権に関する相談を実施していますが、引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、相談体制の充実に努めます。

（２）　国・県との連携

国においては、「人権教育・啓発推進法」の中で、「人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある」とされています。現在国は、同法の規定により平成１４年（２００２年）３月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係各府省庁間の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいるところです。なお、国は、国際社会においても、人権分野における国際的取り組みに積極的な役割を果たすことが求められています。

また、県においても「熊本県基本計画」を策定し、熊本県地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会など国の人権擁護機関との連携をより一層深めながら、人権教育・啓発に取り組んでいます。

本町においては、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、出前研修、人権に関する情報の提供を得るため国・県との連携を図ることが重要です。

（３）　企業・民間団体との連携

人権教育・啓発に関しては、企業や、民間の人権関係団体などが様々な活動を行っており、今後、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されます。

なお、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修会等における講師の紹介、情報や啓発資料の提供などその取り組みに努めます。

（４）　家庭・地域との連携

町民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、家庭や地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。また、人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。

このため、各地区ごとに、行政や社会教育施設、学校及び民間団体などが緊密な連携を図りながら、また、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

２　「基本計画」の推進

（１）　施策の推進

「基本計画」の関連施策については、適時実施状況を把握するとともに、課題を整理しながら、その推進を図ります。なお、町民からの意見等については、実施中の事業の改善・工夫に生かすとともに、施策に反映させます。

（２）　「基本計画」の見直し

国内外の人権を取り巻く状況や、県、本町における人権をめぐる状況及び人権教育・啓発の現状に常に留意しながら、その変化等に適切に対応するため、必要に応じて「基本計画」の見直しを行います。